

京都海区漁業調整委員会委員選任要領

(趣旨)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項の規定により知事が任命する京都海区漁業調整委員会の委員（以下「委員」という。）の選任については、法及び漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(推薦の求め及び募集)

第2条 知事は、委員選任に当たり、漁業者及び漁業者が組織する団体その他の関係者（以下「漁業者等」という。）に対し、候補者の推薦の求め及び委員になろうとする者の募集（以下「公募」という。）を行う。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は10人とし、その内訳は次の各号のとおりとする。

- (1) 漁業者又は漁業従事者 6人
- (2) 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者 3人
- (3) 委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 1人

(公募の資格)

第4条 候補者の推薦を受ける者及び委員に応募しようとする者は、漁業に関する見識を有し、京都海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、次の各号に該当する者を除くものとする。

- (1) 公募開始月の初日において、年齢が満18歳未満の者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(兼職の禁止)

第5条 委員は、京都府議会の議員と兼ねることができない。

(公募の手続)

第6条 候補者を推薦しようとする者は、京都海区漁業調整委員推薦書（様式第1号）に候補者の現住所がわかるものを添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 自ら委員になろうとする者は、京都海区漁業調整委員応募書（様式第2号）に現住所がわかるものを添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 京都府議会又はその議員は候補者の推薦を行うことはできない。

(公募の期間等)

第7条 第2条に定める公募の期間は概ね1ヶ月間とし、期間の開始日及び終了日を別途定める。

2 知事は、前項に規定する公募期間終了日において、委員の資格を満たす者の数が委員の定数に満たなかった場合には、公募期間終了日の翌日から起算して30日を限度として当該期間を延長することができる。

3 知事は、前項の期間の延長を行ってもなお委員の資格を満たす者が委員の定数に満たない場合は、すでに候補者の推薦を受けた者及び委員に応募した者以外の適当と認める者の中から候補者を選定することとする。

(情報の公開等)

第8条 法、規則及びこの要領に定める情報の公開等は、次の各号に定める時点及び内容とする。

(1) 公募を開始するとき

前条第1項に定める公募の期間、前条第2項の公募期間の延長をした場合にあつては延長した期間及びその他必要な事項

(2) 公募の期間中

イ 推薦をする者が個人である場合にあつては、その者の氏名・職業・年齢及び性別

ロ 推薦をする者が法人又は団体である場合にあつては、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

ハ 候補者の氏名、職業、年齢、性別、役職・経歴・資格等及び漁業の経営状況

ニ 候補者が法第138条第5項の漁業者又は漁業従事者であるか否かの別

ホ 推薦又は応募理由

ヘ 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

ト 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

チ その他知事が必要と認める事項

(3) 公募の期間が終了したとき

前号に定める事項について、募集期間の終了後遅滞なく行う。

2 前項に定める情報の公開等については、京都府のホームページへの掲載及び漁業者等の目につきやすい場所への掲示により公表することとする。

(委員の任命)

第9条 知事は、委員の任命に当たっては公募の結果を尊重するとともに、別に定める有識者の意見を聴いて、委員候補者名簿を作成するものとする。

2 知事は、前項の委員候補者名簿について議会の同意を得て、委員を任命する。

(委員の補充)

第10条 知事は、罷免、失職又は辞任により委員に欠員が生じた場合は、委員を補充する

ものとする。

2 前項の定めにより補充する委員の選任については、この要領に定める手続によるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、委員の選任に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 9 日から適用する。